

11 住み続けられる  
まちづくりを



12 つくる責任  
つかう責任



16 平和と公正を  
すべての人に



17 パートナシップで  
目標を達成しよう



令和6年1月4日  
午後4時30分

## 行政代執行による特定空家等の一部除却等について

下記特定空家等は、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険な状態であることから、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項に基づき措置の命令をしたところですが、期限までに履行されなかったため、同条第9項に基づき、行政代執行により除却します。

なお、行政代執行による特定空家等の除却などは3件目です。

### 記

#### 1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地 巖美町字下り松 65 番 1
- (2) 構造など 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1 棟

#### 2 執行計画

- (1) 行政代執行の着手日時 1月10日(水) 午後1時  
(代執行宣言文、執行責任者の職氏名の読み上げを行い、工事に着手します)
- (2) 執行責任者 生活環境課長

#### 3 代執行の措置の内容

- ・ 特定空家等の一部除却等（一部除却、一部除却により発生する廃材の処分および残存建物の倒壊防止）

#### 4 その他

- ・ 詳細は別紙資料を参照してください。

問い合わせ先 一関市役所  
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
生活環境課長 西山朋志  
電話：(0191) 21-8344 (ダイヤルイン)  
FAX：(0191) 21-2101  
メールアドレス：seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

## 行政代執行による特定空家等の一部除却等について

## 1 対象となる特定空家等の所在地等（不動産登記事項証明書による）

- (1) 所在地 巖美町字下り松65番1
- (2) 用途 居宅
- (3) 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- (4) 面積 建物：137.83㎡ 敷地：257.59㎡

## 2 経過

期日	内容	措置期限
令和3年3月17日	倒壊しそうな空家があるとの通報あり。	
令和3年3月26日	一関土木センターにおいてバリケード設置	
	口頭および文書で改善依頼（複数回）	
令和4年11月10日	立入調査の実施	
令和5年1月12日	一関市空家等対策協議会に報告	
令和5年2月3日	特定空家等認定通知書、適正管理指導書送付	3月10日
令和5年6月21日	勧告書送付	9月4日
令和5年9月6日	命令に係る事前通知書送付	9月15日
令和5年9月26日	命令書送付 命令したことを公示（市掲示板、市HP） 特定空家等の所在地に標識設置	12月6日
令和5年11月13日	戒告書送付	12月6日
令和5年12月25日	代執行令書送付	

## 3 工事契約

- (1) 契約日 令和5年12月7日（木）
- (2) 工期 令和5年12月8日（金）から令和6年2月5日（月）まで
- (3) 契約額 3,025千円
- (4) 一部除却面積 49.7㎡

## 4 行政代執行（現場工事）期間

令和6年1月10日（水）から2月5日（月）まで（予定）

## 5 代執行費用

当該特定空家等の所有者に請求します。